

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月24日

分任支出負担行為担当官

大阪航空局那覇空港事務所長 大塚 憲郎

1. 工事概要

(1) 工事名 平成23年度 那覇空港土木施設維持修繕工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 沖縄県那覇市安次嶺531-3（那覇空港内）

(3) 工事内容

本工事は、那覇空港の土木施設（同空港周辺及び航空保安施設等）を維持修繕するもので、巡回点検、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工及び緊急補修工を施工するものである。

工事区分 空港維持

工事工種 巡回点検、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工

工事数量 工事概要資料のとおり

(4) 工期 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 本工事は、入札時に技術提案の提出を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(6) 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。なお、技術提案等の採否については、競争参加資格の結果と併せて通知する。

(7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札時までに大阪航空局の平成21・22年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「ほ装工事業」A等級の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき会社更生手続き開始の申し立てがな

されている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日から開札の時までの期間に、大阪航空局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所を有すること。
- (7) 次に掲げる工事の施工実績を有すること。

平成7年4月1日以降に完成・引渡し完了した下記①又は②に掲げる工事の実績を有する者であること。（元請としての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）。

要 件

- ①空港の制限区域内の滑走路、誘導路又はエプロンの何れかの舗装工事
- ②空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工又は緊急補修工」の何れかの工種を含む経常的維持工事。

※・上記①又は②でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港、その他共用空港の何れかをいう。

・上記②でいう「経常的」とは、3ヶ月以上の工期を有する工事をいう。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府が発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務を要しない。
 - ① 1級又は2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上」とは、空港土木工事共通仕様書の規定に準ずる事とする。
 - ② 上記(7)に示す要件を満たす工事のうち①又は②の何れかの経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ④ 競争に参加しようとする者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。こ

れを証することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (9) 施工計画が適正であること。記載無き場合は、参加資格の欠格となります。

施工計画：空港制限区域内工事としての安全対策について

- (10) 大阪航空局及び那覇空港事務所が発注した空港土木（施設）維持修繕工事又は舗装工事で、平成20年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合は、これらに係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準の何れかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、別冊大阪航空局競争契約入札心得第5条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中である場合を除く。

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3. 担当部局

〒901-0143

沖縄県那覇市安次嶺531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所

総務部 会計課 主査 担当 宮平 大輔

電話 098-859-5106（内線4631）

4. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

- ① 競争参加資格を満たす者に標準点として100点を与え、さらに評価基準に応じて加算点を与える。最大加算点は、30点とする。
- ② 評価項目及び評価基準の詳細は、入札説明書による。

(2) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対

して下回らないこと。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び4. (1)②に示す評価項目をもって入札を行い、4. (2)の要件に該当する者のうち、4. (1)によって得られる標準点と加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行う。

③ 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 実施上の留意事項

① 受注者から提案された簡易な施工計画等について、受注者の責により提案が履行できなかった場合は、個々の技術的所見の評価や履行状況等を総合的に勘案した上で、「請負工事成績評定」の減点を行う。(入札説明書参照)

② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

5. 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成22年12月24日(金)から平成23年1月11日(火)まで

上記3. に同じ。

無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

6. 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、平成23年1月11日(火)17時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による参加の場合は、平成23年1月11日(火)17時00分までに上記3. に示す場所へ持参又は郵送(必着、宅配便を含む)すること。(部数1部)。

7. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者から承諾を得た者は、紙により持参又は郵送すること。

② 電子入札システムにより入札期間

平成23年2月15日(火)09時00分 から

平成23年2月15日(火)17時00分 まで

③ 紙により持参する場合 平成23年2月16日(水)開札時刻までに開札場所へ持参すること。(ただし、郵送の場合は 平成23年2月15日(火)17時00分までに那覇空港事務所総務部会計課へ必着とする。)

④開札日時及び場所

平成23年2月16日（水）10時00分から
那覇空港事務所統合庁舎 2階入札室

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊大阪航空局競争契約入札者心得及び別冊工事請負契約書案を熟読し、大阪航空局競争契約入札者心得を遵守すること。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
 - ①入札保証金 免除。
 - ②契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 開札後、予定価格以下の者全員に対して施工体制確認のヒアリングを行う。また、調査基準価格を下回った者には追加資料の提出を求める。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2.（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 契約後V Eの提案
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させる

ことなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(14) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①大阪航空局が発注する建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当要求又は建設工事（測量等）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②①により警察通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(15) 詳細は入札説明書による。

- (16) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成23年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。